

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

平成31年2月定例会
(2月15日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

平成31年2月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2月15日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	5
日程第 4 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について	6
日程第 5 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例	11
日程第 6 議案第4号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分 賦割合について	13
日程第 7 議案第5号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	14
閉 議	34
管理者挨拶	34
閉 会	34

平成31年2月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

平成31年2月15日（金曜日）

出席議員（14人）

1番	山	畑	祐	男	議員	2番	馬	場	周	二	議員	
3番	小	山	久	利	議員	4番	山	口	宗	一	議員	
5番	南		千	晴	議員	6番	山	崎	雄	平	議員	
7番	入	内	島	英	明	議員	8番	加	藤	幸	子	議員
9番	茂	木	弘	伸	議員	10番	須	田		勝	議員	
12番	望	月	昭	治	議員	13番	角	田	喜	和	議員	
14番	小	池	春	雄	議員	15番	石	倉	一	夫	議員	

欠席議員（1人）

11番	南	雲	鋭	一	議員
-----	---	---	---	---	----

説明のため出席した者

管 理 者	高 木 勉	副 管 理 者	石 関 昭
副 管 理 者	真 塩 卓	会 計 管 理 者	遠 藤 成 宏
監 査 委 員	中 澤 康 光	監 事 査 務 局 長	永 井 博 子
事 務 局 長	後 藤 昌 弘	消 防 長	福 田 浩 明
総 務 課 長	高 橋 保	事 業 課 長	吉 田 浩
清 掃 セ ン タ ー 長	永 井 茂 久	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	田 中 淳 一
消 防 署 長	真 藤 喜 代 次	消 防 本 部 課 長	山 田 知 巳
消 防 本 部 課 長	星 野 光 一	消 警 防 本 部 課 長	角 田 泰 紀
総 務 課 長	熊 迫 奈 緒 美	事 業 課 管 理 係 長	杵 渕 全 路
企 画 財 政 係 長			
消 防 本 部 課 総 務 課 庶 務 係 長	原 澤 武 志		

事務局職員出席者

書記長	石田清六	書記	柴崎紀彦
書記	石田徹	書記	町田直哉

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成31年2月15日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 - 第 4 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 第 5 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第4号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
 - 第 7 議案第5号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算
(提出者説明、質疑、討論、表決)
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（茂木弘伸議員） おはようございます。本日はお忙しいところご参集をいただきましてありがとうございます。

これより平成31年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で、議会は成立いたしました。

なお、11番、南雲鋭一議員から欠席の届け出がありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

なお、横手和敏事業課施設係長から欠席の届け出がありました。

開 議

午前10時

議長（茂木弘伸議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（茂木弘伸議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（茂木弘伸議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（茂木弘伸議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番、南千晴議員、12番、望月昭治議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（茂木弘伸議員） 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書1ページをお願いいたします。初めに、提案理由でございますが、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合、富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町で組織する組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、藤岡市、上野村、神流町及び高崎市で組織する組合が別表第2の3の項の事務、消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を平成31年4月1日から開始するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組織団体と協議の上、規約を変更するものであります。

次に、議案の内容につきまして、議案第1号参考資料で説明させていただきます。5ページをお願いいたします。群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。右が現行、左が改正案であり、棒線部分が改正箇所であります。別表第2の3は、消防団員、または消防吏員にかかわる賞じゅつ金の支給事務を共同処理する団体について定めております。

別表第2の3の項中、「吾妻広域町村圏振興整備組合」を「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」に改めるため、組織団体の議会の議決を求めるものであります。

3ページをお願いいたします。附則といたしまして、この規約は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（茂木弘伸議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について

議長（茂木弘伸議員） 日程第4、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） ただいまご上程いただきました議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由及び議案の内容についてご説明いたします。

一般議案・条例関係議案書の7ページをお願いいたします。初めに、提案理由について説明いたします。

本案は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定によりまして、渋川広域斎場しらゆり聖苑の施設管理を行わせるため、選定した指定管理者の候補者である富士建設工業株式会社を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案の内容について説明いたします。次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる施設は渋川広域斎場しらゆり聖苑であります。

2としまして、指定管理者に指定する者であります。新潟県新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦であります。

3としまして、指定する期間であります。平成31年4月1日から平成36年3月31日までであります。

続きまして、指定管理者候補者の選定結果につきまして、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についての参考資料により説明させていただきます。9ページをお願いいたします。指定管理者候補者の選定結果につきまして、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についての参考資料により説明させてい

たきます。渋川広域斎場しらゆり聖苑の指定管理者の公募を行った結果、2団体からの応募があり、渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理者候補者選考委員会において候補者を選考し、その結果を踏まえて指定管理者候補者に選定しました。

1、施設の概要ですが、名称、所在地、開苑日、施設規模、施設構成及び火葬炉はここに記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。2の指定管理者が行う業務であります、(1)、施設全体の管理運営に関する業務、(2)、利用許可に関する業務、(3)、火葬施設の運営に関する業務、(4)、式場の運営に関する業務、(5)、施設及び設備の維持管理に関する業務、(6)、自主事業、括弧といたしまして売店業務等であります。(7)、計画及び報告業務、(8)、その他管理運営に関する業務であります。

3の指定期間であります、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

4の応募者であります、株式会社協働管財、富士建設工業株式会社の2法人からの応募がありました。

5の選定した団体につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合公の施設に係る指定管理者の指定制の手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次の団体を指定管理者として選定しました。所在地は、新潟県新潟市北区島見町3307番地16、名称は富士建設工業株式会社、代表者名は代表取締役、鳴海利彦であります。

6の選考委員会における選考、(1)の選考方法であります、指定管理者候補者の選考に当たり学識経験者委員2名、渋川広域圏住民委員2名、広域組合を構成する市町村職員委員3名の7名の選考委員会からなる渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理者候補者選考委員会を設置し、応募団体から出された書類審査及び面接審査を実施し、選考要領に基づき得点評価とこれに基づく総合的な評価もあわせて実施し、指定管理者候補者を選考いたしました。

11ページをお願いいたします。(2)、選考した団体であります、所在地は新潟県新潟市北区島見町3307番地16、名称は富士建設工業株式会社、代表者名は代表取締役、鳴海利彦であります。

(3)、選考理由であります、選考いたしました富士建設工業株式会社は、得点評価において14項目の評価項目のうち12項目において他団体より高い評価を重ね、合計得点700点満点中475点で、得点率は67.8%でありました。特に評価項目のうち、施設、設備の維持管理、法人等の経営状況及び実績及び職員の能力の項目で高い評価を受けました。また、選考した団体は他の斎場、火葬場施設の維持管理及び火葬業務を行っており、斎場利用者に質の高いサービスを提供し、施設の効率的かつ安定的な管理運営が見込まれることとあります。これらの内容を踏まえ、総合的な評価を行った結果、当該団体を指定管理者候補者として選考いたしました。

(4)、評価結果、得点による評価であります、選考に当たりましてはしらゆり聖苑指定管理者候補者選考基準に従いまして、評価項目、区分1の事業計画に基づく運営が住民の平等な利用を確保することができるものであることから13ページの4、指定管理料提案額までの各項目区分ごとに評価点欄にある団体ごとに評価したものであります。評価項目、区分1から3までの各項目ごとに委員1人1点から5点までを持ち点といたしまして評価を行いました。ただし、12ページになりますが、区分2、4段目の経費の削減及び区分3、13ページの1段目、法人等の経営状況及び実績につきましては重点項目として位置づけ、委員の持ち点を10点といたしました。また、区分4の指定管理料提案額は委員1人分を25点を満点とし、

得点率で評価点を算出しました。以上の基準で評価した結果が11ページから13ページの一覧となっております。

選考した法人の評価点についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。表の評価点ですが、7人の委員の合計点であります。評価項目、区分のうち1の事業計画に基づく運営が住民の平等な利用を確保することができるものであることでは、満点で105点の評価となります。選考した団体は、76点でありました。同様に12ページ、区分のうち2の事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであることでは満点が210点のところ、選考した団体は146点でありました。12ページ下の区分3、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であることでは満点が210点のところ、選考した団体は162点でありました。区分4の指定管理料提案額は、指定管理料の提案額がゼロ円の場合は得点率が100%で満点の175点となります。選考した団体は91点でありました。合計で14の評価項目のうち、合計得点が700点のところ、選考した法人は475点の評価を受けたところであります。

下段の表は、指定管理料提案額であります。選考された団体の提案額は2億852万2,000円で、指定管理料提案上限額に対する比率は99.3%であります。

14ページをお願いいたします。(5)は、公募から選考結果の報告までの経過でございます。公正かつ適正に候補者を選考するため、学識経験者委員、渋川広域圏住民委員及び広域組合を構成する市町村職員委員による選考委員会を設置し、広域組合及び関係市町村のホームページ及び関係市町村の広報紙による公募の周知を行い、見学会もあわせて実施いたしました。書類提出期間は平成30年9月26日から平成30年10月5日までとし、募集を行いました。選考委員会は、平成30年12月7日まで合わせて3回開催し、選考委員会で仕様書、応募要項等の審議、施設の現地視察を経て候補者の選考作業を行い、平成30年12月7日に管理者へ選考結果を報告いたしました。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（茂木弘伸議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番、角田喜和議員。

(13番角田喜和議員登壇)

13番（角田喜和議員） おはようございます。1点質疑をさせていただきます。

ただいま上程されました指定管理者の指定についてであります。説明の中では全ての項目の中で14項目のうち12項目で他団体、もう一つの業者よりも高い評価であったということがありました。次の新年度予算の中でも出てくるかと思いますが、債務負担行為のところに出てくるかと思いますが、13ページの指定管理料の一番最後のところですが、ここについてはもう一者が指定管理料の提案額としては82.1%ということで上限に対する比率は安いということがありました。これについて説明資料の中では5年間の職員の時給当たりの単価等載っておりますが、その辺で外れたほうの1者についてはわかりませんが、どういうところでこれが安くなっているのかというのがもしわかればお示しをいただきたいと思っております。ただ単純に最小限の予算で最大限の効果ということもありますので、今回5年間の上限額が2億1,000万円とい

うその辺の根拠も含めて、もし可能であればお示しをいただきたいと思います。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） ただいまの角田議員からのご質疑についてお答えさせていただきます。

雑入としていろいろ入っていない、提出された書類の中にその収入というのですか、そちらが入っていないという点が1点あるかと思えます。

それと、もう一者につきましてはまだ指定管理という業務を行っていない会社でありますので、その辺で金額的な部分が出てくるのかなと思っております。

以上であります。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今事務局長より説明をもらいましたが、私が聞いたのはもう一者については指定管理をした経験がないという中でありますが、5年間の計画書はお互いに出しているわけです。その中で今回指名になっている富士建設工業株式会社が出した5年間の職員の給与について、時給が毎年5年間上がっています。私が聞きたいのは、どういうところが金額的に経営能力の中で少なかったのか。例えば人件費の部分で、もう一者が人件費の職員待遇はいいのだけれども、ほかのところで経費削減の努力しているというのが見られるのか、今回の指定管理者になっているこちらの業者が人件費の部分でも職員の対応が一番だと思いますので、その辺どうだったのかというところを聞いたかったのです。経費的には全体では説明がありましたように14項目のうち2項目除いて12項目でいいわけですから、この2点のところでのうなのかと。

それと、答弁なかったのですが、指定管理料上限が2億1,000万円で5年間で出ていますけれども、その根拠となるものはどういったものかというところでもちょっと回答がなかったので、2問目になりますが、お願いをしたいと思います。確かにこれを見れば、指定管理料で見れば1億7,200万円と安いように感じるのですけれども、中身の問題で質疑をさせていただいていますので、もし資料がなければいけないのわかりませんということでやむを得ませんが、もしそこにお持ちだったらお願いしたいと思います。

議長（茂木弘伸議員） 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 角田議員からのご質疑についてであります。単純にはちょっとその差というのですか、それは……

（「比較するものない」と呼ぶ者あり）

事務局長（後藤昌弘） はい。

もう一点、指定管理料提案上限額の2億1,000万円につきましては、昨年といたしますか、平成26年から今年度、平成30年度までの指定管理料を勘案しまして、2億1,000万円として上限額を決めさせていただいた経過があります。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 細かい内容についてはちょっとわからないということですから、それはやむ

を得ません。

指定管理料の上限についてですけれども、これについてはもう少しきちんとどういう根拠でこうなるのかというのはちょっと根拠薄いような気がする。5年間の結果を出して、それがこの数字だったからでなく、きちんと組合としてもある程度一つ一つ精査をして、やはり見直しができるものは見直しするところが必要ではないかと思います。何でもそうですけれども、見積もりをして、三者見積もりと合い見積もりをして、その中で予算にしろ、設計にしろ、例えば工事にしろ決めていくのが通常ありますけれども、これでしたらばこの部分ではこういう改善がもっとできるのではないかというのはきちんと吟味した上で上限額の提案なんかにも必要でないかと私はちょっと今の答弁聞いて感じました。それについても、これは今回ののもうこういうやつで出ていますけれども、将来的にもう少しきちんとした根拠のある、そういうことでこういう上限になったのかというのはお示しいただけるように、今後の問題でもありますけれども、やっていただきたい。これ要望になってしまいますけれども、ちょっと今回の5年間では根拠が薄いのかと、ただ数字を単純に5年間掛けた数字がこれなのだとなっているので、その辺の見解をお示しいただければと思います。

以上で3問目ですので、終わりますが、お願いいたします。組合全体としての、個人の見解ではなくて、法人であるわけですから、その組合としての考え方がお示しいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

以上です。

(10番須田 勝議員午前10時29分退席)

議長（茂木弘伸議員） 事務局長。

(事務局長後藤昌弘登壇)

事務局長（後藤昌弘） 今後の指定管理者につきましての上限額の設定ですとか、そういった関係につきましては、今後組合としても十分精査をして進めていきたいと思っております。

以上です。

(10番須田 勝議員午前10時31分出席)

議長（茂木弘伸議員） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（茂木弘伸議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（茂木弘伸議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（茂木弘伸議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正
する条例

議長（茂木弘伸議員） 日程第5、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例について提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の15ページをお願いいたします。初めに、提案理由ですが、16ページをお願いいたします。下から3行目の提案理由といたしまして、建物の火災危険性に関する情報を公表することで利用者等の選択を通じた火災被害の軽減を目的として所要の改正をしようとするものでございます。

補足といたしまして、平成24年に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などにおいて、消防用設備等の未設置などの重大な法令違反があったことを踏まえ、違反のある防火対象物に係る公表制度の実施について総務省消防庁から通知が出されているところでございます。当該公表制度は、重大な違反のある防火対象物についてその法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火、安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進することを目的とするものでございます。

次に、改正内容でございますが、17ページ、議案第3号参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案であります。新たに第48条として、防火対象物の消防用設備等の状況の公表を加えるものでございます。この改正後、規則改正を行い、不特定多数の方が利用する飲食店、百貨店、ホテル、病院等のうち消防法令により設置が義務づけられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていない建物を消防本部のホームページで公表するものでございます。

15ページにお戻りください。なお、附則において施行期日を平成32年4月1日とするものであります。施行期日につきましては、群馬県より示されている管内人口20万人未満の消防本部における違反公表制度の実施目標である平成32年4月1日とするものでございます。なお、総務省消防庁からの通知において、違反公表制度の開始に当たっては十分な周知期間を設けることとされており、既に違反公表制度を実施している県内消防本部においてはおおむね1年間の周知期間を設けたことから、本議会へ上程させていただくものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（茂木弘伸議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番、加藤幸子議員。

（8番加藤幸子議員登壇）

8番（加藤幸子議員） お聞きいたします。

20万人未満は1年間の周知期間を設けて、平成32年4月1日から施行するということですが、この対象となる建物が渋川地区広域管内でどのくらいあるのかお聞かせください。

議長（茂木弘伸議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） ただいまの加藤議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今当管内にどれくらい対象となる対象物があるかというご質問なのですが、平成30年の12月末現在で19件の対象施設がございます。これについては各職員が改善に向けて指導を継続しているところでございます。

以上でございます。

議長（茂木弘伸議員） 8番。

8番（加藤幸子議員） 今お話をいただいたのですが、スプリンクラーだとか消火設備についての設備をそこにつけるための助成金だとか、そういうことは考えていないのか。全てそれは個人のことであるので、個人でやらなくてはならないとなっているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（茂木弘伸議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） ただいまの質疑について説明させていただきます。

設置する費用について個人負担で行うのかというところですが、原則対象物の関係者、個人といえますか、そういった方々にご負担いただくような形になるかと思えます。また、施設によって助成金がある部分もあると聞いております。

以上でございます。

議長（茂木弘伸議員） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の 負担金分賦割合について

議長（茂木弘伸議員） 日程第6、議案第4号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） ただいまご上程いただきました議案第4号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書19ページをお願いいたします。平成31年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するための分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容を申し上げます。21ページをお願いいたします。平成31年度関係市町村負担金分賦割合であります。内容は、昨年と同様の内容であります。負担金分賦割合の（1）、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は、夜間急患診療所に係る運営費、火葬場・斎場に係る運営費、借地費であります。

（2）、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分は、ごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し尿処理施設に係る運営費であります。

（3）、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は、消防救急に係る経費であります。

（4）、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は、救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他（1）、（2）及び（3）に該当しない経費であります。

備考欄及び23ページ以降の議案第4号参考資料1、2につきましては、ごらんいただくことで説明を省略させていただきます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（茂木弘伸議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(茂木弘伸議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(茂木弘伸議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(茂木弘伸議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長(茂木弘伸議員) 日程第7、議案第5号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ただいまご上程をいただきました議案第5号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について提案理由を申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前年踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性等の観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情は厳しい状況にある中において、本組合予算の財源の8割以上が市町村負担金であることを認識し、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設の補修工事及び消防庁舎建設など緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

平成31年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ30億7,228万6,000円で、前年度当初比2,921万7,000円の減となります。減額の主な要因は、職員人件費、清掃センター施設維持管理事業、公債費及び消防庁舎建設等事業の減によるものであります。また、歳出の減に伴い、主要財源となる市町村負担金は前年度比5,280万7,000円の減となっております。組合債につきましては、消防、救急車両に充当するほか、消防庁舎建設等事業に充当を予定しており、前年度比2,550万円の増となります。

次に、主な事業について申し上げます。ふるさと市町村圏事業では、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して広域だよりの発行やグリーンフラワー事業、防火活動推進事業等を実施いたします。

救急医療事業関係では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及

び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、引き続き夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理において債務負担行為を設定し、平成31年度から5年間引き続き指定管理者制度により施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。また、老朽化が進む火葬炉等の補修工事を計画的に実施いたします。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましても業務の充実を図るため、老朽化が進む施設、設備の計画的な補修工事を行います。平成31年度は清掃センターの中央制御室屋上防水工事、クリーンセンターのし尿貯留槽工事等を予定しております。

消防、救急事業では、近年の救急業務の出場の増加及び高度化に対応するため、高規格救急自動車を更新するほか、救急救命士の養成を行います。また、消防力の維持、充実、強化を図るため、水槽付消防ポンプ自動車の更新を行います。消防車両及び装備の更新等については計画的に行い、効率的、効果的な事業の執行に努めます。

消防庁舎等建設等事業では、老朽化した消防庁舎の建設について災害対応機能の維持、向上を目指し、計画的に実施してまいります。平成31年度は消防署南分署の設計業務委託を実施いたします。

以上、平成31年度一般会計予算について提案理由を申し上げます。詳細につきましては事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） ただいまご上程いただきました議案第5号 平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いいたします。平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億7,228万6,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいと思います。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によりたいと思います。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合はここに記載したとおり定めたいと思います。

4 ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理料に係るもので、期間は平成32年度から平成35年度までで、限度額は1億6,720万円であります。

第3表は地方債であります。起債の目的欄1行目、消防自動車整備事業は、本署、水槽付消防ポンプ自動車の更新に係るもので、限度額は4,600万円であります。地方債は、一般事業債で、充当率は起債対象額の90%であります。

2行目、救急自動車整備事業は、本署の高規格救急自動車の更新に係るもので、限度額は3,020万円あります。地方債は、施設整備事業債及び一般事業債で、充当率は施設整備事業債は起債対象額の100%、一般事業債は起債対象額の90%であります。

3行目、消防庁舎建設等事業は、消防署南分署建設に係るもので、限度額は1,910万円あります。地方債は、緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100%であります。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

合計の欄、起債の限度額は9,530万円あります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものについてご説明申し上げます。なお、これからの説明は款、項、目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額26億5,560万4,000円で、前年度に比べ5,280万7,000円、1.9%の減であります。

2 款使用料及び手数料2項手数料は2億996万4,000円で、前年度に比べ500万円、2.3%の減であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄、一般廃棄物処理手数料2億730万円は、過去3カ年の実績をもとに1万3,820トンを見込みました。前年度に比べ340トン、2.4%の減であります。

3目消防手数料254万7,000円は、前年度に比べ8,000円、0.3%の減であります。

4 款県支出金1項委託金1目消防費委託金61万9,000円は、前年度に比べ3万1,000円、4.8%の減であります。1節消防費交付金、説明欄、事務処理特例交付金は、群馬県知事より権限委譲されたガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガス法及び火薬類取締法に基づく事務処理に対し、県からの交付金であります。

5 款財産収入1項財産運用収入550万8,000円は、前年度に比べ40万円、6.8%の減であります。

1目財産貸付収入48万1,000円は、前年度に比べ41万3,000円、607.4%の増であります。主な増額の理由は、1節土地建物貸付収入、説明欄2行目の送電線線下補償料の増で、旧清掃センター766.97平方メートルに係る補償料であります。これは、3年ごとに補償料を受け入れるものであります。

2目利子及び配当金502万7,000円は、前年度に比べ81万3,000円、13.9%の減であります。主な減額の理由は1節利子及び配当金、説明欄2行目のふるさと市町村圏基金利子の減によるものであります。

2項財産売払収入1目1節物品売払収入140万円は、消防車両等の更新に伴い、車両の売り払いを見込んだものであります。

7 款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,162万7,000円は、清掃費の清掃センター施設維持管理事業、環境クリーンセンター施設維持管理事業及び消防費の施設改修事業に充当するものであります。

2目ふるさと市町村圏基金繰入金616万2,000円は、ふるさと市町村圏事業費に充当するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金は、前年度同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項雑入5,587万1,000円は、前年度に比べ508万3,000円、10%の増であります。主な増額の理由は、有価物売払収入の単価等の増によるものであります。

2目1節雑入、説明欄1行目、職員給与費負担金839万4,000円は、群馬県消防学校へ教官として派遣している消防職員1人分の給与費を負担金として受け入れるものであります。3行目、有価物売払収入3,513万4,000円は、過去3カ年平均の実績をもとに清掃センターで資源回収したスチール580トン、アルミ142トン、破碎不適物41トンを見込んだものであります。5行目、再商品化委託返戻金646万4,000円は、財団法人日本容器包装リサイクル協会がペットボトルの再商品化業者から徴収した再商品化委託料の一部を同協会が本組合へ拋出するものであります。6行目、高速自動車道救急業務支弁金551万2,000円は、関越自動車道における救急業務に対し、出場件数、人口係数等により算定されるもので、東日本高速道路株式会社から支払われるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第3表、地方債においてご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明いたします。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で、主なものについてご説明をさせていただきます。1款議会費につきましては、説明を省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1億5,152万7,000円は、広域組合の総括的な事務管理に係るもので、前年度に比べ291万2,000円、1.9%の減であります。主な減額の理由は、職員数の減による人件費の減によるものであります。

1目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降各款におきまして同様の職員給与費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明させていただきます。職員数は、職員176人、再任用職員10人で合計186人で、前年度に比べ職員は2人の減、再任用職員は4人の増であります。職員給与費は、児童手当を除き、総額13億9,356万円、前年度に比べ3,862万2,000円、2.7%の減であります。主な減額の理由は、定年退職者が減となるため、退職手当負担金が減となるものであります。

17ページをお願いいたします。説明欄下から4段目、人事給与システム事業は、毎月の給与関連等を正確かつ効率的に行うため、電算処理をするシステムの借上料であります。

19ページをお願いいたします。説明欄1段目、派遣職員給与費は、渋川市からの派遣職員4人分の給与等の負担金であります。

2段目、財務会計システム事業は、システム使用料が主なものであります。

3段目、庁舎管理事業は、組合庁舎を維持管理する経費であります。

一番下、2項ふるさと市町村圏事業費は、20ページ、21ページをお願いいたします。1目活動事業費1,094万9,000円は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業で、前年度に比べ88万円、8.7%の増であります。主な増額の理由は、情報機器等整備事業費の増によるものであります。説明欄1段目、広報事業は、組合事業の情報提供やPRのため、圏域内の世帯等に年2回広域だよりを配布いたします。

2段目、防火活動推進事業は、圏域住民の防火意識の高揚を図るため、防火啓発用ポスターの購入及び防火ポスターの募集を行います。

3 段目、広域イベント助成事業は、渋川青年会議所が開催いたします広域駅伝大会に補助金を交付し、圏域住民の交流を図ります。また、圏域住民の安全、安心を守る消防団の活動支援を目的に、群馬県消防協会渋川支部に補助金を交付します。

4 段目、グリーンフラワー事業は、関係市町村が実施する緑化事業及び花いっぱい事業に対し助成を行います。

5 段目、情報機器等整備事業は、事務局、消防本部のサーバー等の保守管理、パソコン等の計画的更新を行い、事務の効率化を図ります。

3 款衛生費 1 項保健衛生費 1 億2,693万4,000円は、前年度に比べ69万4,000円、0.5%の増であります。1 目保健衛生費3,652万8,000円は、前年度に比べ32万5,000円、0.9%の増であります。主な増額の理由は、祝日及び休日の増により補助日数がふえるためであります。説明欄 1 段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として、休日における内科、外科及び耳鼻科の診療に対し渋川地区医師会に補助するものであります。

2 段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川・北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

最下段、病院群輪番制病院事業は、2 次救急医療として 5 病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。左側、2 目夜間急患診療所費2,822万4,000円は、初期救急医療体制として毎夜間午後 7 時から 11 時までの間、内科、外科及び小児科の診療を行うための経費で、前年度に比べ240万3,000円、9.3%の増であります。説明欄 2 段目、施設維持管理事業、4 行目、委託料は、診療業務委託等であります。

左側、3 目火葬場・斎場費6,218万2,000円は、しらゆり聖苑に係る経費で、前年度に比べ203万4,000円、3.2%の減であります。主な減額の理由は指定管理料及び工事請負費の減であります。説明欄、施設維持管理事業は、組合と指定管理者の責任分担に基づき、組合に係る経費であります。1 行目、修繕料は、機械、電気設備等20万円を超える修繕に係る経費であります。4 行目、指定管理料は、新たな指定管理期間、平成31年度から平成35年度までの 5 年間のうち、平成31年度分の指定管理料であります。5 行目、借地料は、緑地帯5,993平方メートルに係る地代であります。6 行目、工事請負費は、火葬炉の良好な運転を保つため、計画的に火葬炉等補修工事を行います。最下行、施設用備品は、式場の音響設備及び非常放送設備アンプ等を更新します。

左側下段になりますが、2 項清掃費 9 億4,130万7,000円は、前年度に比べ1,265万2,000円、1.3%の減であります。1 目ごみ処理施設費 7 億6,258万8,000円は、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ2,266万7,000円、2.9%の減であります。主な減額の理由は、清掃センター一運転管理業務委託料の減によるものであります。

25ページをお願いいたします。説明欄 1 段目、施設維持管理事業、1 行目、消耗品費は、職員等が行う簡易な施設修繕に必要な消耗部品等の購入に係るものであります。2 行目、修繕料は、電気設備及び機械設備等の修繕を行います。3 行目、手数料は、排煙測定、ダイオキシン類測定及び放射性物質濃度測定等を行い、清掃センターの焼却灰、排ガス、最終処分場の放流水、地下水等の安全性の確認に努めます。4

行目、委託料は、清掃センター運転管理業務委託のほか、自家用電気工作物の保安管理、消防用設備点検及び空調機等保守点検等に係るものであります。5行目、調査委託料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条により、ごみ処理施設の機能保全するため定期的に機能状況等について調査する精密機能検査業務委託を行うものであります。最下行、工事請負費は、計画的に行っている不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事及び新たに中央制御室等屋上防水工事を行うものであります。

2段目、焼却施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、主にダイオキシン類削減対策等に係る薬品等であります。2行目、修繕料は、計装設備流量計の交換修繕を行います。3行目、委託料は、焼却灰等の運搬業務委託、塩化水素濃度計、排ガス分析機器及び中央監視制御装置等の保守点検に係るものであります。4行目、工事請負費は、計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行います。

3段目、粗大施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、回転式破砕機内部部品の購入及び酸素分析計等に係る消耗品であります。2行目、委託料は、可燃性ガス検知機、酸素分析計保守点検及び防爆用蒸気ボイラー保守点検に係るものであります。

4段目、埋立施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。最下行、工事請負費は、小野上処分場水処理施設補修工事及び新たに小野上処分場のフェンス補修工事を行います。

最下段、最終処分場維持管理事業、1行目、消耗品費は、エコ小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。最下行、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務、発生塩運搬加工業務及び搬入道路等の除雪業務委託等に係るものであります。

27ページをお願いいたします。1段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2行目、委託料は、ガラスビン、ペットボトルに係るリサイクル品再商品化業務に係る委託、受け入れ供給設備、搬送設備及び選別装置等の保守点検委託に係るものであります。3行目、工事請負費は、新たにリサイクル施設の補修工事を行います。

左側、2目ごみ処理施設周辺整備事業費は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、800万円は前年度と同額であります。清掃センター周辺地域整備事業として、五輪平協議会へ300万円、小野上処分場周辺地区整備事業として渋川市に500万円を交付いたします。

3目し尿処理施設費1億7,071万9,000円は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べ1,001万5,000円、6.2%の増であります。主な増額の理由は、工事請負費の増によるものであります。

説明欄3段目、施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る薬品等であります。2行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕及び汚泥脱水機等の修繕を行うものであります。4行目、委託料は、し尿処理施設運転管理業務及び受入槽、貯留槽等の沈砂等の運搬、処分の業務委託等に係るものであります。

29ページをお願いいたします。1行目、工事請負費は、定期的な補修工事として酸素製造装置等補修工事、前処理機器補修工事、2次処理設備等補修工事及び新たにし尿貯留槽の塗装工事を行うものであります。

左側、4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練

校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で、169万1,000円は前年度に比べ2,000円の減であります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。5款につきましては消防長から説明いたします。

議長（茂木弘伸議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

引き続き28ページ、29ページをお願いいたします。1項消防費15億367万円は、消防、救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べ551万9,000円、0.4%の減であります。

1 日常備消防費13億6,738万3,000円は、前年度に比べ2,717万9,000円、1.9%の減であります。減額の主な理由は、職員の人件費及び業務用備品管理事業の減によるものでございます。

31ページをお願いいたします。説明欄2段目、職員研修事業は、新採用職員の県消防学校入校、消防大学校専科教育、安全運転中央研修所及び職員の資格取得研修等に係る経費でございます。

3 段目、救急救命士養成事業は、救急救命体制の充実、強化を図るため、救急救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習等に係る経費でございます。

4 段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行うものでございます。

6 段目、車両維持管理事業は、消防車両等に係る修繕、定期点検及び車検等の経費でございます。

7 段目、業務用備品管理事業、1行目の消耗品費は、救助用ロープ、カラビナ及び油吸着剤等の購入に係るものでございます。

33ページをお願いいたします。説明欄1行目の事業用備品は、配置計画に基づき消防用ホース、化学防護服等、訓練用ダミー人形、車両固定器具及び山岳救助用の滑車等の購入に係るものでございます。

1 段目、職員被服貸与事業は、制服等被服の貸与及び職員の安全を確保するため、防火衣の更新を行うものでございます。

2 段目、救急事業、1行目の消耗品費は、主に救急隊員が使用する感染防止用品、消毒薬品等に係るものでございます。3行目の医薬材料費は傷病者に対するもので、薬剤投与用、気道確保用、循環管理用の各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係るものでございます。4行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託料等でございます。

4 段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金でございます。

左側、2目消防施設費1億3,628万7,000円は、前年度に比べ2,166万円、18.9%の増であります。増額の主な理由は、施設改修事業及び車両購入費の増によるものでございます。

説明欄1段目、施設改修事業、1行目、工事請負費は、消防本部、消防署職員の勤務環境を適切に維持するため、旧庁舎に設置されている冷暖房設備の吸収式冷温水発生機及びファンコイルユニットの一部を交換するものでございます。

2 段目、消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき、老朽化した水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新するものでございます。

3 段目、消防庁舎建設等事業は、渋川広域消防署南分署庁舎建設設計業務委託を行うものでございます。
以上で5 款消防費の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 続きまして、6 款からご説明いたします。

32ページ下段になりますが、6 款教育費1 項保健体育費は渋川地区広域圏運動場の運営管理に係る経費で536万3,000円、前年度に比べ13万4,000円、2.6%の増であります。主な増額の理由は、自動体外式除細動器、AEDですが、更新によるものであります。

35ページをお願いいたします。説明欄1 段目、施設維持管理事業、4 行目の委託料は、プールの監視業務等に係るものであります。

左側中段になりますが、7 款1 項公債費は3 億2,441万6,000円で、前年度に比べ974万8,000円、2.9%の減であります。

1 目元金は3 億1,529万3,000円で、前年度に比べ847万7,000円、2.6%の減であります。説明欄、元金償還金は、組合債27件分であります。

2 目利子は873万円で、前年度に比べ127万5,000円、12.7%の減であります。説明欄2 段目、利子償還金は、組合債32件分であります。

左側下段になりますが、8 款1 項予備費は前年度と同額の500万円であります。

36ページ以降の職員給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、ごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

以上で議案第5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（茂木弘伸議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） それでは、質疑をいたします。

まず、第1 点目でありますけれども、私はこれまで広域組合の中で特に問題にしてきましたのが予算書で言いますと22ページ、3 款2 項1 目清掃費であります。この中で業務委託料ということで、これまで群馬丸太に前年度が2 億2,900万円で随意契約を行ってまいりました。私は、これは去年の予算のときにも問題にしましたし、その以前の予算でも問題にしております。また、昨年決算時でもこれは問題にしております。本来これは、一般競争入札に付すべきであって、随意契約は法律上問題があるという指摘をしてまいりました。しかし、執行側ではこれは正当なのだという主張をずっと繰り返していました。そういう中におきまして、去年の10月の広域組合議会の中で再度この問題につきまして質疑しましたら、管理者から私のこの質疑に対しまして私も同様な認識を持っていると、金額も多いし、最少の経費で最大の効果を生むこと、このことは地方自治の本旨であるということで今後考えていきたいという中におきまして、今回これが改善をされました。私は、この中身は十分とは言いませんけれども、大変大きく改善をされま

した。これが昨年は2億2,900万円だったものが、2億3,000万円ですね、約。それがこしは1億8,500万円だか600万円だか、消費税の10月からの値上げありますから、数字は私は正確につかんでおりませんが、4,000万円を超す大きな減額で、これができたと。この件については管理者、私は大きく評価をしたいとまずは思っております。そして、まだまだ見えない部分があります。この中におきまして、平成30年、平成31年度の委託料の比較、これをぜひとも、恐らく調書として持っているのしょうから、その提出をまず求めたいと思います。

それと、今回入札に当たりまして、この契約、どこに契約をしたか知りませんが、入札調書もあるわけでありまして、何社指名をして、何社が契約に応じたか、入札調書。

それから、業務委託をするわけですから、業務委託契約の内容、これにつきまして業務委託内容が見えておりませんが、私ども議員としてもどこがどんなふうにして安くなったのかというものを確認する上でもその契約書の計画書、これの提出を求めたいと思っております。まず、その提出をいただいてから2問目の質疑に移りたいと思っておりますので、ぜひとも今申し上げました入札調書、また業務委託内容の契約書、計画書、それと平成30年、平成31年度の委託料、これの比較当然行っていると思っておりますから、比較したものを、それらの提出をまず求めます。

議長（茂木弘伸議員） ただいま14番議員からごみ処理施設費についての資料請求の要求がありました。

お諮りいたします。本資料について議会としての資料請求とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会として資料請求をすることに決しました。

休 憩

午前11時34分

議長（茂木弘伸議員） では、休憩いたします。

再 開

午前11時51分

議長（茂木弘伸議員） それでは、再開いたします。

休 憩

午前 1 1 時 5 2 分

議長（茂木弘伸議員） 資料請求に万全を期すためにちょっと時間が必要でございまして、ここで休憩いたします。

会議は午後 1 時に再開いたします。

再 開

午後 1 時

議長（茂木弘伸議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番議員の質疑を続けます。

14番（小池春雄議員） ただいま提出をいただきました清掃センター運転管理業務委託ということで、平成30年度、群馬丸太での管理業務委託が2億3,131万9,800円、そして今回タクマテクノスに同じことを、運転管理業務委託をして、入札の結果1億8,298万9,200円ということでその差が4,833万600円という安い金額で落札をされました。このことを見ますと、私はこれまでも何回も繰り返しこのことには問題提起し、これを随意契約では問題があると、自治法上違反だと。しかし、皆さんはこれが一番有利なのだと。また、随意契約ができるということは特別な事情という中で、明らかにその業者に委託すればまず安いというのがあります。そして、特殊なものであるから、この業者にしかできないのだというものもあります。そういう中で皆さんが言ってきたのは、今まで運転管理もなれているから、この業者がいいのだと、そして安いのだと、ほかに出したら今まで行っている事業が継続してできないおそれがあるということで随意契約を用いたのだということと言われたのですけれども、今回この入札の結果で皆さんが主張してきたことがこれが完全に崩れてきたわけです。崩れた。ちゃんとこれができるということが明らかになったわけです。この金額を見ますと、恐らく消費税もことしの10月から恐らく10%になるけれども、そのことも含んでこの額だと思うのです。8%のままでいけば、もっとこの差は4,800万円が5,000万円ぐらいになるかもしれない、5,000万円近くに。そういう数字であります。そして、これまでの丸太との契約はどうだったのか。広域として何億円の損失をしていたのかという、こういう問題なのです。最少の経費で最大の効果を生むということから照らし合わせても、自分の金ではないと、広域の金だから、どんなふうに使ってもいいのではないかという考えがあったのではないかと私は思えてなりません。これは、改善すべきだと何度も何度も口を酸っぱくして言いました。このことが今回実ったことは私は評価したいと思います。そして、今の金額は1億8,200万円が高いか安いかわからない、その妥当性についても疑問があるところなのです。疑問があるのです。というのは今まで何を基準にしていたのか。今まで2億3,100万円だったから、このぐらいが妥当なのだという考えでいたのか。本来であれば皆さんで計算すれば、この業務、この業務で何人ぐらい必要だという計算していけば、おのずから運転管理業務委託の料金の設定ができます。しかし、今聞いたらそれはないと、総経費なのだという回答でした。私は、それは解さないので。普通そういうものはないです。先ほど聞いたのは建設とかそういうものであればみんなありますけれども、これについてはないのだと。そうすると、こういう数字のことを何ということかと。これは腰だめと

いうのです。だから、私はまだまだ安くなる可能性もあるのではないかと思います。

そして、入札調書も提出をしていただきました。入札調書では群馬丸太が1,568万5,000円、これは月です。そして、タクマテクノが1,399万円、月額であります。そうしますと、丸太の1,568万5,000円、これ掛ける12カ月だと幾らになるかということでもありますけれども、これ見ましても12カ月にしても今までの昨年の契約料金であります2億3,131万9,800円なんていう数字にはならないと思うのです。もっと低いのです。競争の原理を働かせたから、恐らく向こうも今度は本気になって……

(何事か呼ぶ者あり)

14番(小池春雄議員) 1億9,200万円ですか。1億9,200万円弱だそうですねけれども、競争の原理を働かすということになれば、今まで随意契約で行っていた群馬丸太運輸でもこれだけ安い値段を入れてくるわけです。これは、もう今皆さんが出してくれたこの資料で明らかなのです。しかし、かたくなにこれまで拒んできた理由は何だったのかということをお聞きしたい。

そして、執行側におきましては、これは当然のことながら、これまで私が質疑してくると、実際の権限は管理者にあるそうです。副管理者には決定権はないと聞いていました。恐らくそうだと思います。しかし、管理者は合議のもとに副管理者の意見を尊重して執行に当たってほしいと、これは以前の管理者だったと思いますけれども、私そういう質疑しました。そして、その辺は十分承知していて、合議の上で行っていきますという回答をいただきました。しかし、それが本当にそうしていたかどうかは私は当事者ではありませんから、はっきりとしたことは言えませんが、しかし結果として今回こういう形での入札を行った結果、4,800万円という安い金額で清掃センターの運営管理業務委託ができたということでもあります。これを見ると、今の副管理者にも質疑しますけれども、どういう感想を持っているか。もっとしっかり管理者にそれを言うべきだったなという感想を持っているかどうか。それについても副管理者2名おられますけれども、この数字を見ての感想をお聞きをしたいと思います。いずれにしても、私は今回のこの落札をした月額にすると1,399万円、そして今年度は年間で1億8,298万9,200円という額になっておりますけれども、先ほど言ったようにもっとしっかり精査をすればこの落札価格というのはもっと私は下げられるのではないかと考えております。この点についてもまだまだ皆さんの検討の余地は十二分にあるなと思いますけれども、まずこれらについて2問目でお尋ねをします。

それから、出せるのであれば組合が自分たちで計算した中での最低の予定価格は幾らだったのかということもあわせてお尋ねをします。

それから、ちょっと予算書の中でリサイクルの問題について、今盛んにプラスチックごみのことが言われておりまして、これに対する取り組み、本年度からは、盛んに問題になっていますよね、プラスチックごみ。環境への被害、動物被害等言われておりますけれども、これに対する取り組みがどうなっているのか、考えているのかについてもあわせてお尋ねをいたします。

それから、消防の関係で、31ページの救急救命士の養成事業ということで説明がありましたけれども、これを、今回この事業を進めることによる充足率であるとか、この辺はどうなっていくのか。今これで十分に足りているのかどうか、今の広域消防のあり方の中で。これが今年度予算で皆さんが思っているだけのことが確保できるのか、それともまだまだこれでは足りないのだけれども、とりあえずこれまで予算要求をして、今年度はこのくらいでいきたいのだというのが本当に100%望んでいる数字にこれで到達

できるのか。しかし、これはまだまだの数字なのですというものなのか、その点についても消防長、その辺がどうなっているかをお尋ねをいたします。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 何点かご質疑いただきました。まず、予定価格につきましては1,740万3,334円、月額。

それから、プラスチック等の収集についてですけれども、収集、それから運搬につきましては市町村の業務ということになります。現在3市町村と広域組合で何度かプラスチック等の収集等については話し合っております。

以上であります。

議長（茂木弘伸議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 先ほどの質疑について、消防の部分で救急救命士のお話をさせていただきました。これについては現在の救急救命士の人数が37名おります。このうち救急救命士の年齢が加算してきましたので、所属長であるとか、当直責任者であるとか、実際に救急車運用する救急隊から外れている職員が9名おります。実働の中で救急救命士、救急車に乗車して運用しているのが28名おります。

それから、必要人数ということですが、各所属人数割をいたしまして、必要人数は32人を目標としております。この中で救急車両が全体で7台ありまして、実際に本署、それから東西南北4分署ありますので、実際に稼働している救急車両が5台、そのほかに2台が予備車両として5件以上の救急が同時多発した場合には予備車を運用しているわけなのですけれども、こういった救急救命士の確保については消防本部の各課に在籍している救命士であるとか、こういった者を乗務させて、重複する5件以上の救急対応には対応させていただいております。

それから、平成31年度には新規救急救命士の養成を1名予定しておりまして、平成31年度の新採用職員の中に救急救命士の資格を持っている者が2名おりますので、計画的に救急救命士の養成を今後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（茂木弘伸議員） 石関副管理者。

（副管理者石関 昭登壇）

副管理者（石関 昭） 小池議員から副管理者として今までの経過、そしてまた今回業務委託料が決まったということでどういう感想を持っているかということでよろしいでしょうか。今まで随契でやってきたということでございます。それもひとえに安心、安全のためで、この業者がいいだろうということで随契でやってきたということが事実でございます。そういった中においても、広域の議員方に承認をいただきながら今までもやってきたという経過でございます。今回はいろいろなことがありまして、議員の方々から随契ではなく、入札をしたほうがいいのかということを受けて、管理者のもとでそういったことで進むということで決定をして、今回を迎えたのではないかなとも思っております。そういった中におき

ましては今回大変よかったのかなとも思っております。金額的には本当に大きな金額ではないのかなとは思っております。そういったことで今回清掃センターの業務委託は、安い方向で出たということではございますが、これからもこういったことをやっていくのが適正ではないかなとは思っております。先ほど申し上げたとおり、今までは随契ということではあったのですけれども、皆様方議員の賛同を得ながらやってきたというのも事実でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

議長（茂木弘伸議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 副管理者として答弁をさせていただきます。

先ほど小池議員からいろいろの話があり、そして結果的にこのようになったことを大変喜ばしいと、今後こういうことがいろいろあるのではないかなということの中で副管理者としてどう思うという質問がありました。これは、石関副管理者と同じ考えでございます。まして我々も今までこのような金額の問題ではなくて、何といっても安全、安心、今までの経験ということから随契をしてきたということに対して議員各位からいろいろな問題を指摘され、今回のことになったということは、私もこれが正しい方向だったかなと思っております。しかし、今までも恣意的に今までの人に随契をしたということではないと思っております。一番安全、安心な経験豊富な会社を選んで随契をしてきたと。それはそれでそのときは正しかったと思います。今回今までの仕様書等から、今度は競争原理が働いたということ、これからもまたさらにこの問題だけではなく、このようなことをどうしてもしなければならぬこともあります。随契とかそういうものしなければならぬことはありますけれども、皆さんと相談しながら、これについては今回はよかったという評価をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 14番。

14番（小池春雄議員） ありがとうございます。先ほど担当職員から今回の入札については広域の最低入札価格の話も出ました。1,743万3,000円ですか、という数字も出ました。私は、この数字はまだまだ引き下げられる金額だと思っております。というのは、まだここが業者に渡すときにブラックボックスなのです。この仕事の中身がどうなのかと言ったら、総額方式みたいなことを言っていて、だけれども組合がこの数字を出した以上は当然のことながらいろいろなことを計算して積み上げた中でこの金額ならできるのだという数字を出しているわけです。だから、私はそれを提出してくれと言ったのです。それはやっぱり出すべきで、それがあってそこの入札金額が高いか安い、これを判断するのがこれもまた議会の仕事でもあります。ぜひこの数字をこれからも必ず出していただきたいというのがあります。

先ほど副管理者からも回答がありましたけれども、随意契約を私は全てが悪いと言っていないのです。それは当然のことながら、この中で随意契約幾つもあります。ただ、なるほど、そこには例えばシルバー人材センターであるとか、この機械をつくったのはこのメーカーだから、東芝の機械だから、東芝にメンテナンスを頼む、これ随意契約で。それには私は全く異議を言うつもりはないのです。だから、随意契約をしていいところはいい。しかし、随意契約ではなくて、一般競争入札に適合するところは一般競争入札をすべきだと、それがこういう形で実りました。

それと、副管理者からもいろいろ意見がありましたけれども、私は最後に管理者をお願いをしておきたいと思えますけれども、さまざまな予算がありますけれども、やはり管理者と副管理者が同じ立場に立って、管理者は副管理者とは協議を十分にした上で、やはり副管理者も全ての皆さんが納得する。そういう形の中での広域の運営をしていただきたいということの確認なのですけれども、私はややもするとこれまで果たしてどうだったのだろうかという疑問があるのです。というのは、副管理者と管理者では管理者が絶大な権限を持っているのです。権限持っているのです。理事制度とは違って、以前は広域組合は理事制度だったのですけれども、それが廃止をされて管理者制度に移行したわけです。理事制度のときは合議制ですから、でも管理者制度になると管理者に絶大な権限が移っています。そういう中におきましては、私は高木管理者が独走しているなんて、そんなことは思っていませんけれども、これまで以上にやはり多くの人たちの意見を聞く中で、そしてまたなおかつ副管理者との中で十分協議をして、ややもすると私は事務局サイドが先行して、それを管理者が追認するというのではないでしょうけれども、これまで以上にしっかりと事務方から得たものを副管理者、管理者がお互いに協議をして広域の事業を進めていっていただきたいということなのですけれども、私の今言ったことに対する管理者の最後の決意を聞いて私の質疑とします。

議長（茂木弘伸議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質疑にお答えをいたします。

地方自治法の原則に、最少の経費で最大の効果を上げるということはしっかりと書かれております。その都度それぞれの案件についてそれをしっかりと確認をして、執行していくことが私たちの責務であります。金額だけではなくて、いろいろな要素が絡みますので、品質の管理、そして継続性、そういったこともしっかりと勘案しながら適切な契約方法をとっていきたいと思っております。そして、またそういったことを決める、そして予算案を決めたり、組織条例案を決めるということについては、これまでも管理者、副管理者で協議の場を設けてしっかりと対応してきておると私は思っております。これからも一層執行部、管理者と副管理者が協議をし、事務局と相談しながら進めていきたいと思っております。また、議会に対してもしっかりと説明をしてご理解いただき、ご議決をいただき、適正なる管理運営に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（茂木弘伸議員） ほかにございませんか。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 平成31年度の予算について何点か質疑をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、14番、小池議員とダブるところもありますが、今回資料請求で出されてきました。業務委託書が出てきましたが、これを見ると入札は1年ではなくて、5年の業務委託契約書が出ました。これについて5年間の契約ですけれども、債務負担行為等々はなさらずに5年間の契約ということで出されましたが、この説明書等を見ますと5年間の中身が載っていますが、その辺の整合性と今後の考え方はどのようにしていくのか、まず質疑をさせていただきたいと思えます。

それと、私は斎場の関係で質疑をさせていただきます。ページ数については23ページになりますでしょうか。施設維持管理事業に関係するところですが、先ほど午前中でも質疑をしましたが、指定管理者の指定の関係資料の中にもありますが、この間、単純なことと言えば単純なのですけれども、斎場の利用について質疑をさせていただきますが、組合のホームページではしらゆり聖苑の使用方法についての予約の方法については電話予約になっていますが、これについて葬儀屋だとか専門業者の方は特別にインターネット予約ができると聞いておりますが、電子予約の関係はどのようになっているのかお示しをいただきたいと思えます。

それと、式場の関係で申しわけないのですが、生花を飾る部分についてももう少し、利用者から花を飾る関係をもっと改善ができないかということも聞いていますので、その辺について見解をお示しをいただきたいと思えます。

それから、4点目になりますが、消防の関係で消防長に1点質疑をさせていただきますが、南分署が新しくつくるということで、設計委託業務出ていますけれども、どの辺についてできるのか。また、今回は基本的な設計、こういう関係で設計をしてほしいということによって、それに見合った設計書ができてくると思うのですけれども、この間広域組合議会の議員で埼玉、茨城、それから長野等々先進地視察行っていますが、今回これがどのように生かされるのか、また職場等の意見聴取でどういう設計になってくるのか、今後のことでもありますけれども、お示しができるか、考え方、方向性があれば伺っておきたいと思えます。

以上、4項目になりますが、質疑をさせていただきます。お願いいたします。

議長（茂木弘伸議員） 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 角田議員から何点かご質疑いただきました。

まず、清掃センターの運転管理業務の5年間ということでもありますけれども、昨年10月の定例会において債務負担行為を組まさせていただきました。平成31年度の予算書の41ページの下の方、過年度議決済分ということで、一番下に清掃センター運転管理業務ということで、期間といたしまして平成31年度から平成35年度で11億4,653万2,000円という数字でございます。

それから、しらゆり聖苑の施設についてでありますけれども、式場の利用についての取り決めというのですか、そういったものがありますので、それにのっとってやっておりますけれども、今後につきましても、もしいろいろ要望がありましたら指定管理者等と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

（「インターネット予約の詳細」と呼ぶ者あり）

事務局長（後藤昌弘） 予約システムの関係でよろしいですか。予約システムは、今の指定管理者で設置をいたしまして、指定管理料で設置をしていただきました。そのシステムについていろいろあるのですけれども、取り消し等々について不都合があるという話はちょっと聞いておるのですけれども、複数最初に仮予約押さえられて、違う人がまた予約に入ったとき全部埋まっていて、ちょっと時間があいたらここあいていたという状況等々もあるように聞いております。それですので、予約をしてキャンセルする場合は事務所に連絡をしていただいて取り消すというような現在システムをとっているという話でございます。

以上であります。

議長（茂木弘伸議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） ただいま角田議員からご質疑ありました南分署の設計業務委託の関係で、最初の説明の中でもうちょっと詳しく説明していればよかったのかなと感じております。

この設計業務委託の設計内容について、先ほど議員からお話がありました議員研修の中で一緒に私も勉強させていただいてきたところですが、平成31年度の設計業務委託の中には基本設計、実施設計、それから設計図書の作成、積算業務であるとか確認申請の業務手続、それから現庁舎の解体設計等も内容含まれております。そういった中で検討していく中で、計画の概要といたしまして、来庁者の対応が効率的なもの、それからプライバシーの確保もできる機能を有する施設を計画していること、それから各種設備のランニングコスト等を考慮した維持管理の容易な庁舎を計画しております。それから、全体的な考え方といたしまして、災害対応機能の維持、向上となるような庁舎、それから住民サービスの向上につながるような庁舎、利便性や環境負荷に配慮した庁舎、それから職場環境に配慮した庁舎ということで、大きな検討項目を挙げさせていただきまして、具体的な平成31年度設計業務委託を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 1点目の契約については私も最後の41ページのところで確認ができました。これについては了解をいたしました。今後について、今回は5年間と期限切っていますけれども、5年先、これについてもまた新たに入札するようになるかと思っておりますけれども、そのときにはきちんとまた制度見直し等々した中で進めていただきたいと思っております。1点目については了解をいたしました。

2点目についてです。この契約書の中でも使用者等の要望の把握及び実施策についてということで議案第2号の中でもうたっています。91ページにありますが、利用者、葬祭業者からの意見、要望等々、これを十分に把握して施設の業務の改善等していくのだとうたっています。そんな中で今質疑を1点目しましたが、今も答弁をしていただきましたけれども、予約については私たち一般市民にはできないところでも電子予約をしている中で、施主の希望だとか、またお寺との関係で電子入札したところですがすぐキャンセルできればよかったり、いろいろする。それを今システム上電話でなければできないという部分があるので、システム改修をきちんとできないのかというのが、大方の葬儀屋がそういう意見を持っています。先日葬儀社に聞きましたらそういうことがあったので、この指定管理者の指定の関係資料の中にもそういうふうになっていくのだというのがありますから、これはシステム改修等々急いでやったほうが私はいいのではないかと思うのですが、これは予備費なり補正予算的のところではちょっと早目に対応、対策をとっていただければと思いました。

それと同時に、駐車場の出入り口の関係なのですが、北側の門が、出入り口がほとんど閉鎖されているような状況が私はちょくちょく行った中で見受けられるのですが、北側の進入路、出入り口もあけてほしいという声がやっぱりこれもありますが、その辺の対策、対応は。あそこに続いているのは渋川市の市道ですので、可能ではないかと思っておりますけれども、その対応、お考えをお願いしたいと思います。

それと、もう一点が今の指定管理者と対応しますということでありましたが、インターネットで式場祭壇生花装飾申請書という中で、ご承知かと思えますけれども、いろいろな略図の中に生花を飾るのは全体は禁止ですともう禁止されてしまっているのですが、どこまでならいいのか、どういうことが可能なのかというのが施主の考えもあるし、その辺をもう少し業者等々聞き取った中で対策をとれるような方法を検討していただきたい。これは、検討の要望になりますけれども、民間の斎場ではそういうことができ、広域斎場はできないのかというのがありますので、その辺も検討していただきたいと思いますが、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

以上、2点目です。お願いします。

議長（茂木弘伸議員） 事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 角田議員からのご質疑でありますけれども、電話での予約もできます。可能です。

これかけて、直接しらゆり聖苑が出るのではなく、夜間等についてはコールセンターというところがありまして、そちらにつながるようになっております。そこから指定管理者に連絡が行くというシステムになっております。

それから、北門ですか、そちらの開放ということでもありますけれども、しらゆり聖苑ができた当時から周辺の土地の所有者の方から反対がありまして、常時開放ということではできないという話を聞いております。ただし、駐車場が混雑している場合にはしらゆり聖苑の所長の判断によりまして、出口専用という形で開放しております。

以上であります。

（「生花の関係」と呼ぶ者あり）

事務局長（後藤昌弘） 生花の関係につきましては、指定管理者ともよく相談していきたいと思っております。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 1点、消防関係を最後3問目ですけれども、細かい内容についてはこれから設計をする中で、事前に話せないところも多々あるかと思いますが、今ありました基本設計、それから計画、その他、これについては設計完了して、今度本設計に入って、そのときではもう遅い、設計ができてしまっただけからでは遅い、設計変更等も出ますので、その辺はこれが必要だ、あれが必要だというのは、素人ですので、そこまではできませんが、組合、それから消防署、本署、分署、そういった職員の中からできる限り要望を吸い上げた中で機能的な施設をつくっていただきたいと思います。これは、何平米要るようだとか、そういうのはプロですから、お任せしますので、お願いしたいと思います。

あと、場所についてはどの辺というのは一度お聞きしたような気もするのですが、何平米あって、最終的に今度は吉岡町、榛東村のほうには近くなるのか、機能的にはどんな広がりがあるのかという、その辺のところ最後にお示しをいただきたいと思います。細部についてはまた設計段階、そのところでしたいただければいいと思うのですが、そのところをお願いしたいと思います。

予約等々、しらゆり聖苑の関係については、システム改修等々がやっぱり必要になるかと思っておりますので、

その辺を指定管理者と十分詰めた中で進めていただきたいと思いますので、ここは要望になりますけれども、そういう声がたくさんあるということをご承知おきいただきたいと思います。

それから、北側の退室専門でも、やはり地権者が反対だから、それは使えないのではなくて、臨機応変にそれは使えるような地権者に対する説明努力が必要だとか、そういうこともあるかと思っておりますので、その辺についてもよくお考えいただいて、必要な限り利用できるような対策をとっていただきたいと思います。

以上で終わります。答弁をお願いします。

議長（茂木弘伸議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 角田議員のご質疑に対してご説明させていただきます。

ご心配いただいているとおり実施設計であるとかそういった設計が上がる前にある程度協議をなさいよというお話、ご心配していただいているところだと思っておりますが、業者に業務委託をそのままお任せするのではなくて、消防本部内で庁舎検討部会であるとか委員会という組織を設けまして、各庁舎、現在は南分署の基本計画を職員の部会の中で、また検討委員会の中でたたき台を作成して、消防本部としての考え方であるとか方向性であるとかというのをまとめて、業者に説明しやすくするようなものを作成、準備しております。そういった中で先ほどご説明した計画の概要であるとか考え方というのを、その中の一部をご紹介させていただいたところでございます。

それから、南分署の概要ということで、位置であるとか、そういった部分なのですが、南分署の移転予定地につきましては榛東村山子田地内で、現在の南分署から南東に約2キロメートルの高崎渋川バイパス沿いになります。敷地面積については約1,560平米でございます。庁舎については延べ面積が710平米で、構造は鉄骨造2階建ての耐震構造で検討しております。このほかに訓練施設、ホース乾燥塔等、延べ面積約70平米の鉄骨造3階建ての施設を予定しております。

それから、現在の南分署から南東約2キロメートル南に移転して、それから主要幹線の高崎渋川バイパス沿いになるということで、今までのある一定の時間内に到達できるエリアが吉岡町、榛東村の南側の部分が到達エリアが広がっております。ですから、平成26年に適正配置調査を行って、人口の分布割合であるとかそういったものを考慮いたしまして、適正な位置で検討させていただいております。

以上でございます。

議長（茂木弘伸議員） ほかにご質疑ございますか。

8番、加藤幸子議員。

（8番加藤幸子議員登壇）

8番（加藤幸子議員） 22ページです。火葬場・斎場費のところでお聞きしておきたいと思っております。

今斎場のあり方が変わってきている、市民の意向が変わってきていると思うのです。家族葬だとか直葬だとかがあって、そういう中で斎場が同じ形のものが2つあって、大変人数の少ない人であったり、それから人数が多い人があったりということで、大変使いにくいということができた当時から言われております。そういう点では斎場をもう少し設備を今風に整えていくという考え方があるかどうか、そこのところを聞きたいのと同時に、あと火葬のときの副葬品の有無について、これはきちんと決められていると思う

のですけれども、このことについてもう一度確かめたいと思います。

それから、28ページの5款の消防費についてです。2018年は全国各地で地震や風災害がたくさんありました。やっぱり消防力の強化の取り組みが必要だと私は思っていますけれども、小池議員が救急救命士の部分については聞きました。ここでも10名ほど足りないと思っておりますけれども、浜川市の消防職員算定数、これは国が基準で出していると思うのですけれども、これがどういうふうになっているのか。例えば消防職員の算定数の基準、整備数、整備率、それから充足率はどういうふうになっているのかをお聞かせください。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 加藤議員のご質疑ありました施設改修してはどうかというお話かと思っておりますけれども、施設改修するのにはお金等もかかりますので、現在のところまだ考えていないという段階でございます。

それから、副葬品についてでありますけれども、原則禁止となっております。火葬に支障があるものはだめという形をとっていると思います。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） ただいまの加藤議員のご質疑についてお答えさせていただきます。

消防職員の充足率であるとかそういった関係なのですけれども、消防施設整備計画実態調査というのが3年ごとに行われていまして、これは国で調査しているものなのですけれども、一番新しいもので平成27年度に調査したもので、3年ごとという平成30年度ではないかということを考えられると思うのですけれども、今年度についてちょっと内容を見直しをしている関係でまだ集計したものが上がってきておりませんので、一番新しい平成27年度の部分でお答えさせていただきます。

職員数の算定数については211名です。これに対して整備数、実数、職員数なのですけれども、160名で、比率にいたしまして75.8%になります。これ群馬県内のデータもこちら手元にあるのですけれども、群馬県内の平均というのが出ていないのですが、ほかの消防本部にあっても70%台、中には80%台が1本部あるぐらいでほとんどが70%台の職員の充足率になっております。

以上でございます。

議長（茂木弘伸議員） 8番。

8番（加藤幸子議員） 斎場のあり方についてはそういうふうなお話がされるだろうと思っておりましてけれども、とにかく式場で人が多いときにはずっと1時間以上立っていて、最後まで、終わるまで立たされているというのが現状です。そういったときに少なくとも立っている人から先にお焼香していただきたいことが施主と、それから施設側等でそういう話し合いができるのかどうか、そういうふうな話し合いをしているのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、副葬品についてなのですけれども、祖母が亡くなったときに孫がお別れの言葉を述べたと。

おばあちゃんにお別れの言葉をおかんにおさめたいという希望をしたときに、それはだめと言われたという事例もございます。私が聞いたのは、施主のやはり人間として、最後のお別れのときに何たらかんたらと書いてあるのです、公の施設の指定管理者の関係資料の中に。そこはきちんと守られているのかなというところは私は非常にその話を聞いて思いましたので、そういった宝石だとか時計だとかそういうものを入れるのではない。焼却できる紙なのに、それができないというのはどういうことなのかなということで、もう一度確かめたいと思いましたので、お聞きしました。

それから、充足率についてはわかりましたが、管理者にお聞きいたします。管理者は、常日ごろから防災については水利の強化をしています。渋川市では水利の強化を始めました。また、私は水利だけではなくて、やはり消防署もきちんと、これからどういうふうな災害が起きるかもわからない中で、私は充足率を高めていく必要があると思いますけれども、管理者のお考えをお聞きして終わります。

議長（茂木弘伸議員） 後藤事務局長。

（事務局長後藤昌弘登壇）

事務局長（後藤昌弘） 加藤議員からのご質疑であります。

紙等はどうかということだと思っておりますけれども、その辺ちょっと事実確認をしまして、対応できるものにつきましては対応していきたいと考えておりますので、指定管理者との話し合いもあります。そちらでもまた話していきたいと思っております。

それから、多いときに立っている人を先にというお話もございました。自分が行ったときは、たとえですけれども、立っている人が先にお焼香できたということもあります。その辺につきましては、施主とか葬祭業者との話し合いで可能だとは思っております。その時々によって対応がちょっと違うかと思っておりますけれども、そういったことは可能と考えております。

以上です。

議長（茂木弘伸議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 加藤議員のご質疑にお答えいたします。

私たちの命と暮らしを守ることが一番大事な行政の仕事であると私も認識をしております。その中で消防力の充足率といいますか、消防力の強化ということも大切なことでございます。ただ単に数字だけではなくて、消防の装備、そしてマンパワー、それらを含めて消防力をしっかりと強化してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（茂木弘伸議員） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（茂木弘伸議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(茂木弘伸議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 議

午後2時06分

議長(茂木弘伸議員) 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長(茂木弘伸議員) 管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今期定例会におきまして、活発なご議論と慎重審議の上、平成31年度一般会計予算を初めとした各議案についてご議決を賜りましてありがとうございました。決定されました議案の執行に当たりましては、厳正、公平、公正に、そして最少の経費で最大の効果を上げるように努めてまいる所存であります。

さて、今期限りをもちましてご勇退されます入内島議員、そして南雲議員におかれましては、広域圏の発展のためにご苦勞いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。これからも健康に留意されまして、地域のためにこれまで同様支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

結びになりますが、議員各位におかれましては時節柄ご自愛いただきますとともに、広域圏のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議長(茂木弘伸議員) これをもって平成31年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 茂 木 弘 伸

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 南 千 晴

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 望 月 昭 治